

【イギリス】EU 離脱協定法の制定—EU 法適用に関する措置等—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年1月、イギリスとEUの間で合意した離脱協定を実施するための法律が制定された。協定は、同年末までイギリスでEU法の適用が原則として継続されること等を定めている。

1 制定の背景

2020年1月23日、2020年EU離脱協定法（正式名称は「イギリスのEUからの離脱の取決めを定めた、欧州連合条約第50条第2項¹に基づくイギリスとEUの間の協定を実施し、当該協定に関連して他の規定を設ける法律」）²（以下「2020年法」）が制定された。

イギリスでは、2018年6月26日、EU離脱の前後で適用される法令に大幅な変動が生じないよう、既存のEU法の保持等を定めた2018年EU離脱法³（以下「2018年法」）が制定されるなど、離脱に向けた動きが進められてきた。しかし、離脱協定の内容についてイギリス議会の同意を得ることは困難を極め、2019年5月24日にはメイ（Theresa May）首相（当時）が辞任を表明した。その後任となったジョンソン（Boris Johnson）首相は、同年10月17日、新たな離脱協定⁴について欧州理事会と合意した。これを踏まえ、同月21日、政府は下院にEU（離脱協定）法案を提出した。しかし、下院は、離脱期限までに同法案を通過させるための議事日程に同意しなかったため、政府は、下院の繰上選挙を同年12月12日に実施する法案を提出し、当該法案は、こう着状態の解消を図ろうとする与野党の賛成により議会で可決された（「2019年繰上議会総選挙法」⁵）。繰上選挙においてはジョンソン首相率いる保守党が勝利を収め、下院での多数派（650議席中365議席）を獲得した⁶。その後、同年12月19日には、あらためてEU離脱協定法案が議会に提出され、政府与党の賛成により、可決されるに至った。

2 2020年法の骨子

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月7日である。

¹ 欧州連合条約（Treaty on European Union. <http://data.europa.eu/eli/treaty/teu_2012/oj>）第50条第2項は、「離脱を決定した構成国は、その意思を欧州理事会に通知する。連合は、欧州理事会が定める指針に照らして、離脱の取決めを提示し、連合との将来的な関係の枠組を考慮に入れる当該構成国と交渉し、協定を締結する。当該協定は、欧州連合運営条約第218条第3項に従って交渉される。当該協定は、欧州議会の同意を得た後、特別多数決により連合の代表として理事会により締結される」と規定している。訳文については、新井信之「欧州連合（EU）」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集〔第五版〕』有信堂、2018、p.593を参照した。

² European Union (Withdrawal Agreement) Act 2020 c.1. (Act to implement, and make other provision in connection with, the agreement between the United Kingdom and the EU under Article 50(2) of the Treaty on European Union which sets out the arrangements for the United Kingdom's withdrawal from the EU.) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/1/contents>>

³ European Union (Withdrawal) Act 2018 c.16. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>> その概要に関しては、芦田淳「立法情報【イギリス】2018年EU離脱法の成立」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11165028_po_02770106.pdf?contentNo=1>を参照。

⁴ HM Government, *Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community*, 19 October 2019. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840655/Agreement_on_the_withdrawal_of_the_United_Kingdom_of_Great_Britain_and_Northern_Ireland_from_the_European_Union_and_the_European_Atomic_Energy_Community.pdf>

⁵ Early Parliamentary General Election Act 2019 c.29. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/29/contents>>

⁶ Carl Baker and Elise Uberoi, *General Election 2019: The results*, 13 December 2019. House of Commons Library website <<https://commonslibrary.parliament.uk/parliament-and-elections/general-election-2019-the-results-so-far/>>

2020 年法は、全 5 部 42 か条附則 5 編から成り、本則は、第 1 部「移行期間（実施期間）」、第 2 部「離脱協定の実施等—一般規定」、第 3 部「市民の権利」、第 4 部「その他の主題分野」及び第 5 部「一般及び末尾規定」に分かれている。

(1) 移行期間

イギリスと EU は、2020 年 1 月 31 日の離脱から同年 12 月 31 日までを移行期間とすることに合意した（協定第 126 条⁷）。当該期間は、同年 7 月 1 日より以前に合意されれば、1 年又は 2 年の延長が可能である（協定第 132 条）。しかし、2020 年法は、移行期間の延長を禁止している（法第 33 条）。

(2) 移行期間における EU 法の適用等

移行期間中、EU 法は、離脱協定に定められた条件の下で、引き続きイギリスに適用される（協定第 127 条）。これを実現するため、2020 年法は、離脱日に 1972 年欧州共同体法（以下「1972 年法」）⁸を廃止すると定めた 2018 年法を改正している（法第 1 条）。1972 年法は、EU 条約や規則等がイギリスで直接適用されることを保障するとともに、EU により課せられた義務の履行を可能にする権限を規定するものである。そのため、1972 年法が廃止されれば、イギリス法に EU 法が自動的に取り込まれる仕組みとともに、EU により課せられた義務を履行する権限が廃止されることになる。上記改正の結果、1972 年法は、移行期間終了まで効力を有する。また、欧州司法裁判所のイギリスに対する管轄権も、移行期間中は継続する⁹。

(3) 市民の権利

離脱協定における市民（イギリスにおける EU 市民及び EU 構成国におけるイギリス市民）の権利保護に関する規定（協定第 9 条～第 39 条）を実施するため、2020 年法は、主務大臣に規則を制定する権限を与えている。具体的な項目としては、①入国及び居住に関する権利（法第 7 条～第 11 条）、②専門的な資格の認定（法第 12 条）、③社会保障制度の調整（法第 13 条）、④国籍による差別の禁止及び受入国での平等待遇（法第 14 条）が挙げられているほか、市民の権利に関する規定の適用について監視する独立機関の設置を定めている（法第 15 条）。

(4) EU 法適用の完了に係る措置

離脱協定は、イギリスにおける EU 法の適用が移行期間終了時に混乱することなく完了するよう、終了時に進行中の手続等に関して定めを置いている。例えば、移行期間終了前に EU 法に基づいてイギリス又は EU で上市される商品は、消費者に届くまでイギリスと EU の間を自由に流通することができる（協定第 41 条）。上市される商品以外にも、協定は、①進行中の通関手続、②進行中の消費税及び物品税の問題、③知的財産、④刑事問題における進行中の警察及び司法協力、⑤民事及び商事問題における進行中の司法協力、⑥移行期間の終了前に又は離脱協定に基づいて、処理又は取得されたデータ及び情報、⑦進行中の公共調達及び同様の手続、⑧欧州原子力共同体関連の問題、⑨EU の司法及び行政手続、⑩EU 構成国とイギリスの間の行政上の協力手続、⑪特権及び免責、⑫EU の機関等の権能に関するその他の問題について、同様に定めている（協定第 47 条～第 125 条）。このような離脱協定の規定を実施するため、2020 年法は、主務大臣及び権限を委任された当局に規則制定権を与えている（法第 18 条・第 19 条）。

⁷ 本稿で条名を引用する場合、離脱協定の条名は「協定第〇条」、2020 年法の条名は「法第〇条」と表記する。

⁸ European Communities Act 1972 c.68. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1972/68/contents>>

⁹ European Union (Withdrawal Agreement) Act 2020: Explanatory Notes, p.7. Legislation.gov.uk website <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/1/notes/division/1/index.htm>>